

「愛知県休み方改革マイスター企業認定制度」

2026年4月1日から ブロンズの認定基準が変わります

※シルバー・ゴールド区分の平均年次有給休暇取得率の基準は変更ありません

愛知県休み方改革マイスター企業認定制度

<ロゴマーク>



愛知県では、従業員の有給休暇の取得を積極的に推進している中小企業等を「休み方改革マイスター企業」として認定しています。認定企業は、ロゴマークの使用や優遇措置（県の委託業務や建設工事の入札時における加点等）を受けることができます。

変更内容

認定要件の一つである「申請日の属する事業年度の直前の事業年度」（年次有給休暇の算定期間）における平均年次有給休暇取得率の基準を以下のとおり変更します

改正前：2026年3月31日までの申請

【企業規模問わず】

平均年次有給休暇取得率60%※以上

※有給の特別休暇（あいちウィーク休暇、ラーニング休暇等）を2つ以上導入している場合は、それぞれの基準から10ポイント減

改正後：2026年4月1日以降の申請

【常時雇用する従業員】

・100人未満の企業・団体等
平均年次有給休暇取得率65%※以上

・100人以上の企業・団体等
平均年次有給休暇取得率75%※以上

※その他の基準は変更ありません

改正後の基準の適用日

2026年4月1日申請分から適用

なお、経過措置として、2026年4月1日から2027年3月31までの申請は改正前の基準で認定を受けることができます。ただし認定後、2026年4月1日以降に始まる事業年度（年次有給休暇の算定期間）において改正後の基準を満たしていることが必要となるため、上記の事業年度終了後3カ月以内に改正後の基準を満たしていることが確認できる資料をご提出いただきます。

申請日	改正前の基準	改正後の基準
～2026年3月31日	適用	—
2026年4月1日～2027年3月31日	適用可。ただし、2026年4月1日以降に始まる事業年度で改正後の基準を満たす必要あり（2027年4月1日以降確認を実施）	適用可
2027年4月1日～	—	適用

（例）事業年度（年次有給休暇の算定期間）が4月1日～3月31日の場合



<問合せ先> 愛知県労働局労働福祉課労使関係グループ ☎ 052-954-6361

<制度内容> 制度の詳細や認定基準等は「あいちYOU休ナビ」をご確認ください <https://aichi-meister.pref.aichi.jp/meister/>



二次元コード